

予に関する条例の一部を改正する条例を採決いたしました。
本案は原案とあり決するに「要議」ございませんか。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご要議なしと認めます。 ようて議案オ三号は原案とあり可決いたしました。

議長(石川信義君) これより二時五十分まで休憩いたします。

午後二時四十分 休憩

午後二時五十四分 開議

議長(石川信義君) 日程オ八議案オ四号福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を述べます。 収入役橋本

孝蔵君

(収入役橋本孝蔵君 登壇)

収入役(橋本孝蔵君) 議案オ四号福生市用品調達基金条例の

一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

改正の要点は、オ二条中基金の額を百万円とあるのを百五十万円にお願いするものでございます。

先般の四十四年度決算におきましてもご報告申し上げましたように百万円の用品基金をもちまして大体二、三回転、二百二十万円程度の消耗品の購入をしておりわけでございますが、最近の物価高ななびに需用の増加によりまして基金だけでは取り扱いがきかないために一部直接購入せざるを得ないような状況にござっております。

つましましてそれらの状況を勘案していただきまして、ここに五十万円基金の増額をお願いいたしました百五十万円で基金を運営していただくというものでござります。

よろしく慎重ご審議のうえご可決賜うんことをお願いいたします。説明を終わります。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「要議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案オ四号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おかけいたします。ただいま中里元一

君から所定の賛成者を得て委員会付託および討論を省略し、

ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって本案は委員

会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案オ四号 福生市用品調達基金

金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

福生市議会

本案は原案どおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって議案オ四号は

原案どおり可決いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ九議案オ五号 福生市公益質屋基

金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明をお願いします。福祉事

務所長 森田猛君。

(福祉事務所長 森田 猛君 登壇)

福祉事務所長(森田 猛君) 議案オ五号 福生市公益質屋基金条例

の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回公益質屋基金条例のオニ条中五百万円を百万円増額し

て六百万円と改めようとするものでございます。理由としては、提案理由にもございますが、新規利用者の増加および公益質屋法の施行規則が改正になりまして、従来一口二

万円、一所帯で五万円までとなっておりませんが、一口二万円が発廃となり一所帯の限度額が五万円引き上げられ十万円となったこと
なお例月出納検査のありに監査委員の方から基金の状況につきまして基金の増額等につき検討しようという意見等もございましてので、それらを合せてここに百万円をふやしまして六百万円にしようとするものでございします。

よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「原案賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ五号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し

ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案オ五号福生市公益質屋基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案どおり決するに異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ五号は原案どおり可決いたしました。

議長(石川信義君) 日程オ十議案オ六号福生市公益質屋の設置

および管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

福祉事務所長 森田 猛君

(福祉事務所長 森田 猛君 登壇)

福祉事務所長(森田 猛君) 議案オ六号 福生市公益質屋の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申しあげます。

オニ条中一口二万円以内を削り、五万円を十万円に改めるということ、これは^{利用}者の利便と物価高に合せまして公益質屋法の施行規則が改正されたわけでございます。したがいまして福生の公益質屋につきましてもこれに準じまして、従来一口二万円以内を廃止いたしまして一世帯五万円を十万円に改めようとするものでございます。簡単でございますが以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

福生市議会

議長(石川信義君) 七番 岩田 博君

七番(岩田 博君) 非常にけっこうな条例ですが、はたして十万円という貸付けに対してそのような質草があるのかお聞きしたいと思っております。

議長(石川信義君) 福祉事務所長 森田 猛君

福祉事務所長(森田 猛君) 七番議員さんのご質問にお答えいたします。

質草につきましては従来とも変らなんですが、最近物価の値上りというところから五万円に制限されておたものを倍に引き上げるわけでございますが、今まで一口ということでは何口ももってきたような状態もあるわけでございます。そうしますと利用者にとりましては非常に不便なわけでございます。して、その一口というのを削除しまして一世帯十万円に引き上げるということとで利用者とすれば口数が多くなっても十万円まで借りられるという結果にちやうどでございます。

議長(石川信義君) 七番 岩田 博君

七番(岩田 博君) そうすると一人十万円ということではなくて一世帯十万円ということですか、……

福祉事務所長（森田 猛君）　　そういうことです。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）　　以上で質疑は終了します。

議長（石川信義君）　　八番中里元一君。

八番（中里元一君）　　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第六号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）　　おはかりいたします。　　ただいま中里元一君

から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）　　ご異議なしと認めます。　　よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

福 生 市 議 会

議長（石川信義君）　　これより議案第六号福生市公益質屋の

設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）　　ご異議なしと認めます。　　よって議案第六号は原案のとおり可決いたしました。

議長（石川信義君）　　次に日程第十一議案第七号福生市営住宅

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高水 求君

（総務課長 高水 求君 登壇）

総務課長（高水 求君）　　ご指名がございましたので議案第七号福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げま

議十二 議十三 議十四 議十五 議十六 議七 議八 議九 議十

最近における勤労者の収入の増加とか物価の上昇等から
オ一種公営住宅とそれから公団住宅との間に入居条件のギャップ
やオ二種公営住宅に入居できる低所得者の現況というものが、
今後生活保護家庭となると収入基準が本来の入居手続きの考
え方に若干の矛盾が生じております。こういう関係で政府は
昭和四十八年二月一日政令オ五号をもちましてこの収入基準額
の増額改定を認めた次第でございます。したがいましてこれを受け
て制定されております当市の市営住宅条例につきましては当然
影響がありますので、国の基準にそれぞれ改定しようとするもので
ございまして。

内容につきましては主旨におきましては改正前とまったく同じでござい
ますが、基準額を改正しようとするものもございまして、申し込
み資格もしくは収入超過者の明け渡し義務、付加使用料、ある
いは収入報告、こういうものにつきましては従来二万四千円とあったも
のをすべて二万七千円、四万円を四万六千円、それから五万円とあ
りますものはそれぞれ五万九千円というように条文中の金額を



それぞれ改定しようとするものでございます。附則におきまし
てはオ三市営住宅におきましては区画整理の完成にともないまして
福生市武蔵野台ニ丁目十三番地というように所在地の改正を
別表の全体にわたって行なっております。本条例は四月一日か
ら施行するということにはいたしました。別表は公布の日から施行する
ということでございます。

はなはだ簡単でございまして、提案理由の説明とい
たします。よろしくご審議のうえご決定くださるようお願いい申
しあげまして説明を終わります。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議長（石川信義君） 七番岩田 博君。

七番（岩田 博君） 議案オ七号福生市営住宅条例の一部を改正
する条例は市営住宅に関連しているという問題がありますので総
務委員会には付託し慎重なご審議を願います。

（応答なし）

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま七番議員から所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し審査せしめられた旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ十二議案オ八号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

教育長町田倍二君

(教育長町田倍二君 登壇)

教育長(町田倍二君) お許しをいただきまして議案オ八号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

福生市議会

本条例案につきましてはすでにご案内のように昨年四月にオ一小学校分校が設置されました。三月まで分校の学区内の一年生から三年までの学級の百九十五人の児童をもちまして運営されてきたわけですが、いいます。本年度校舎の増築工事も順調に進みまして来る四月一日からオ一小学校の分校から独立いたしました。新しくオ六小学校として十一学級三百九十四名の児童をもって開校となるわけでございます。したがってオ六小の独立開校にともなう本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の内容につきまして説明を申し上げます。

現行条例は二カ条のみでございまして、オ一条オ一号は小学校の名称等が規定されておりましたオ二号につきましては中学校の名称等が記述されております。今回はオ一条オ一号中福生市立オ一小学校の次に名称といたしまして「福生市立福生オ六小学校」と位置といたしまして「東京都福生市大字福生一四〇二番地」をそれぞれ加えようとするものでございます。附則といたしましてこの条例がご可決いただきました場合は昭和四十六年四月一日から執行しようとするものでございませ

す。

非常に推ばくな説明でございますが、よろしく慎重に審議をいたしましてご可決賜りますようお願い申しあげまして説明を終らせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君） 八番中里元一君。

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オハ号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のと

おり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。議長（石川信義君） これより議案オハ号福生市立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案とあり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案オハ号は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程オ十三議案オ九号福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。総務課長高水求君。

（総務課長高水求君 登壇）

。総務課長（高水 求君）ご指名がございましたので議案第九号福生市消防団条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本案につきましては隣接町村との均衡ならびに消防団の士気の高揚をはかるために本案を提出した次第でございます。

条例の内容につきましては団員の報酬と出勤手当の改定でございます。

オニ条中、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員等をそれぞれここに掲げられた額に改定しようとするものでございます。

オナニ条のニオ一項につきましては出勤手当でございますが、これを三百円から五百円に改めようとするものでございます。

なおこの決定の曉には昭和四十六年四月一日から施行させていただきます。

非常に雑ばくな説明でございますが、よろしくご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終了しました。

福生市議会

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君）八番中里元一君。

八番（中里元一君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については総務委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し審査

せしめられたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第九号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

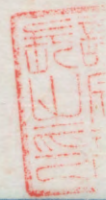
・議長(石川信義君) 次に日程第十四議案第十九号福生市都市計画街路築造基金条例を廃止する条例を議題といたします。朗読を省略し本案について提案理由の説明をいたします。都市計画課長浅見裕康君

(都市計画課長 浅見裕康君 登壇)

・都市計画課長(浅見裕康君) ご指名をいただきましたので議案第十九号福生市都市計画街路築造基金条例を廃止する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ご案内のとおり本条例は昭和三十九年に都市計画街路二・二二号線および二・二六号線の街路築造の円滑な施行を期するために設置された条例でございますが、四十四年度から地価の高騰にかんがみまして公共団体において土地の先行取得の必要性から地方交付税の中に土地開発基金として算定交付されてきたわけでございます。これに基づきまして福生市土地開発基金条例というものが現在公布施行されておりました。これが従来の築造基金条例と同様に運営されております。

福生市議会



ので、特別に現在あります基金条例の必要性がなくなったわけでございます。昭和四十五年度から本条例を廃止しようとするものでございます。

ようしくご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげまして説明にかえさせていただきます。

・議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

・議長(石川信義君) 八番中里元一君

・八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

・議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略